

ため、コールセンターや被災地出張所等における業務の適切な運用を行う等、生活再建に役立つ法制度等の情報提供及び民事法律扶助を実施する。

(4) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であり、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定している。同計画に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

5 研究開発・国際社会への貢献等

(1) 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向けた取組を、需要側・供給側の両面から一体的に進めていく。具体的には、需要面においては企業等の健康投資・健康経営を促すため、健康経営顕彰制度等を通じて健康経営の普及促進を図るとともに、資本市場等において健康経営が適切に評価されるために必要な環境整備について検討する。供給面においては、品質評価の向上に向けた業界自主ガイドライン等の策定支援や、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の活動促進等の推進を図る。ま

た、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口として令和元年7月に開設した「Healthcare Innovation Hub」を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーキング支援等を行う。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に向け、高齢者事故防止を目的とした安全運転支援機能の普及啓発及び導入促進や、自動運転の高度化や自動運転サービスの全国展開に向けた取組を推進するほか、本格導入に移行した道の駅等を拠点とした自動運転サービスの知見を踏まえた、地方公共団体の自動運転を活用したまちづくりの計画的な取組を支援する。

さらに、介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、ICT機器等の導入費用に対する助成を行うとともに、介護事業所間及び介護事業所と医療機関間の情報連携を推進するためのデータ連携標準仕様の実装、利活用に向けた取組を推進する。

加えて、介護ロボットについては、令和4年度も引き続き、開発・普及の加速化を図るため、①ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口の設置、②開発実証のアドバイス等を行うリビングラボのネットワークの構築、③介護現場における大規模実証フィールドの整備により、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを整備する。

(2) 研究開発等の推進と基盤整備

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を推進する。

高齢者の主要な死因であるがんの対策は、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つを柱とした第3期がん対策推進基本計画に基づき、がんゲノム医療の推進や希少がん、難治性がん対策の充実、がん患者の就労支援の推進等、総合的ながん対策を進めている。がん研究については、平成31年4月に中間評価を行った「がん研究10か年戦略」に基づき、がん対策推進基本計画に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資することを目的とした調査研究等に加えて、革新的な診断法や治療法を創出するため、低侵襲性診断技術や早期診断技術の開発、新たな免疫療法に係る研究等について、戦略的に研究開発を推進する。また、QOLの維持向上の観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法等を確立する研究を進める。

さらに、次世代がん医療創生の加速化に向けて、がんの生物学的な本態解明に迫る研究、がんゲノム情報等患者の臨床データに基づいた研究及びこれらの融合研究を引き続き推進する。

イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行う。

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。

日本が強みを持つロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置等、世界最先端の革新的な医療機器・システムの開発・実用化を推進する。さらに、日本で生み出された基礎研究の成果等を活用し、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査用の医療機器、遠隔や在宅でも操作しやすい医療機器の研究開発・実用化を推進する。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・事業化を引き続き推進する。こうした事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じて実施する。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成を行う。

エ 医療・介護・健康分野における ICT 利活用の推進

認知症の行動・心理症状（BPSD）の発症について、IoT 機器を活用し、AI で事前に予測し介護者に通知するシステムの開発といった医療等分野における先導的な ICT 利活用の研究開発を引き続き実施する。

オ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

高齢社会対策総合調査として、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、高齢者の意識

やその変化を把握している。令和4年度は、高齢者の健康に関する調査を実施する。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の個別化したデータに基づく健康寿命延伸を実現するモデルを構築する等、技術シーズも活用しつつ高齢化社会の課題を解決するための研究者と関与者との協働による社会実験を含む研究開発を推進する。

カ データ等活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月閣議決定）に基づき、官民データの利活用を推進する。

「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」に基づき、各府省庁による統計等データの提供等が円滑に行われるよう EBPM 推進委員会において必要な調整を行うとともに、統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集及び受領した要望・提案への対応を引き続き実施する等、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図る。

(3) 諸外国との知見や課題の共有

ア 日本の知見の国際社会への展開

我が国は、G7、G20、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場において、UHC 推進を積極的に主張してきた。UHC における基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等、全てのサービスが含まれている。世界的な人口高齢化が加速する中で、新型コロナウイルス感染症を含む高齢者に対する様々なリスクに対し、高齢者が身体的・精神的健康を享受する権利を守るために、今後も、高齢化対策や社会保障制度整備の支援、

専門家の派遣、研修等の取組を通じて、日本の経験・技術・知見を活用した協力を引き続き行っていく。

アジア健康構想及びアフリカ健康構想に基づき、各国とのヘルスケア分野における協力覚書の作成等を通じ、事業ベースでの一層の協力に向けた環境整備の推進に向け、引き続き具体的な検討及び取組を進めていく。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

WHO 主導によって令和2（2020）年に開始された Decade of Healthy Ageing（健康な高齢化の10年）（注：令和2（2020）年12月には国連総会で同10年に関する決議が日本とチリの主導で採択された）は、人々と家族、そして地域社会が健康的に歳を重ねるために、高齢者・家族・コミュニティに焦点を当て、ライフコース・アプローチによって取り組むものである。各国政府のリーダーシップのもと、多分野におけるマルチステイクホルダーの関与・連携を進めることが期待される中、我が国は WHO や UNFPA などの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。

締結済のヘルスケア分野における協力覚書に基づき、相手国と確認した事項を一層深化・推進していくこととし、またその他の国々とも、このようなアジア健康構想・アフリカ健康構想に基づく協力の推進に向けた取組を行っていく。我が国が培ってきた高齢者施策の知見・経験をアジア各国へ共有するため、自立支援に資する介護を実践する介護施設とその取組を紹介するための事例集の作成を進めていく。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠組みを通じて、高齢化に関する日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴

う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

6 全ての世代の活躍推進

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人一人の意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」を推進する。

さらに、「少子化社会対策基本法」第7条に基づく「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、経済的な支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を推進する。

また、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づく「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組むとともに、同計画に定めた具体策や成果目標の実現に向けて、重点的に取り組むべき事項について取りまとめた「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針）を策定し、取組を強力に進めていく。

また、女性活躍に関する一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務の対象拡大や情報公表の強化を盛り込んだ、改正後の女性活躍推進法（令和2年6月1日施行。ただし、対象拡大については令和4年4月1日施行）の着実な履行確保を図る。

また、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定、「プラチナえ

るぼし」認定取得の勧奨等により、一般事業主の女性活躍推進法に基づく取組を促進する。

これらの取組に加えて、引き続き女性活躍推進法の実効性確保を図るため、策定された一般事業主行動計画に沿って適切に取組が行われるよう助言等を行っていくとともに、「民間企業における女性活躍促進事業」により行動計画に定められた目標の達成等に向けた事業主の取組を支援する。

さらに、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、データベース登録のメリットをPRすることで企業の登録を促すとともに、学生や女性求職者の活用を促す。

また、女性デジタル人材の育成や役員・管理職への女性登用の取組や、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる取組、NPO等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援やその一環として行う生理用品の提供等について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行う。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村に関する方針決定の検討の場への女性の参画の促進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及の取組への支援等により、農山漁村における女性活躍を推進する施策を実施する。